

あなたが残したいもの・伝えたい思いは何ですか？

www.o-souzoku.net



相続について考える

平成26年3月号

司法書士藤井真司事務所

〒810-0072

福岡市中央区長浜2丁目5番

港ビル203号

TEL: 092-713-4900

司法書士 : 藤井 真司

こんにちは。司法書士の藤井です。今年は、日本全国で大雪が降りました。また、平年より寒い冬のようです。しかし、3月に入ってからは、少しずつ暖かくなることを期待します。梅はまだ8分咲きのようですが、天気予報では、下旬にもなれば平年並みに桜が咲く頃になるとのこと・・・。桜咲く春が待ち遠しいですね。こうして、季節が巡ってきましたが、新しい春に備えて、遺言書の誤解についてふれたいと思います。

意外とみんなそう思っている？！遺言書によくある誤解

年々、遺言書についての相談が増えていますが、**遺言書については「誤解」をなさっている方が少なくありません。**知らなくて当然ではあるのですが・・・そのために遺言書を作ることをためらったり、作ろうと思ったらすでに手遅れだったということもあるのです。

「遺言書は作成したいけど・・・」なかなか実行に踏み切れない3つの誤解をここで解いておきましょう。

遺言書を作成したら・・・財産が自由に使えない！？

私たちが遺言書のお手伝いをする際、相談者の中には「遺言書を作ると、財産が自由に使えなくなるから困る」と言う方がいらっしゃいます。もし、遺言書に「全財産を●●に相続させる」と書いたとしても、その時点から自分の財産が自由に使えなくなるわけではありません。ここでいう「全財産」は死亡時点で残された財産のことなので、**遺言書を書いても、生きているうちに財産をどう使おうとあなたの自由なのです。**

また、遺言書に書いた財産の状況が後で現実と大きく異なる場合には、遺言書を書き直すことが出来ます。ですから、「今」の現状と心境で想いを見る形に残すことを考えましょう。

法律どおりに財産を分ければ問題ない！

「法律どおりに分ければよいのだから、遺言書はいらない」「遺言書を残したところで法律のとおりにしかならない」という思い込みはありませんか？

確かに法律上、相続人はそれぞれ相続できる取り分（法定相続分）が決まっています。例えば夫が亡くなると、妻は2分の1、子供は2分の1をそれぞれ相続する権利があります。しかし、これはあくまでも建前であって・・・実際は、**相続人同士で話し合いがつけばどのように財産を分けても自由です。**

法定相続分は、遺産を分ける際に何も決まらなかった時の基準。財産の中には不動産や借金などもあり、単純に法定相続分で分けようとすると、住むところを失う人が出るなど、何らかの支障をきたす場合があります。

「法律どおりに分ければ問題ない」と安易に考えず、**それぞれの相続人の生活を考慮した遺言書を残すことが望ましいといえるでしょう。**

遺言書を作成したら税金がかかる？！

遺言書を作ると、相続税がかかると思っていませんか？それは全くの誤解で、**遺言書を作っただけでは税金はかかりません。**但し、遺産の金額や分け方によっては、将来に相続税が発生する可能性がありますので、心配な方は専門家にご相談なさることをお勧めいたします。

私どももご相談に応じておりますので、もし不安な方はお気軽にご相談下さい。